

地域名望家の文書から見る江戸時代から明治時代

今整理室で進行中のいくつかの目録整備作業から旧北魚沼郡池ノ平村桜井家文書の概要を一足お先にお知らせします。地域名望家の典型である同家の大量の文書からは地域だけでなく、日本の変化を読み取ることもでき、その窓口としての歴史的価値の大きさが感じられます。

1万点以上

桜井家文書は、池ノ平村桜井家の所蔵で当館の寄託文書です。池ノ平(池平)村は、明治以降、羽川村→敷神村→広神村→魚沼市と行政区画を替えていますが、当館の文書群名称は「北魚沼郡池ノ平村桜井家文書」となっています。文書群の年代は寛永18(1641)年から昭和58(1983)年に及び、点数は1万点を超え、明治期以降の文書が大部分を占めています。

桜井家は代々長右衛門を名乗り、その名を取って「池長」といわれました。また近世後期には庄屋役、明治期に入り戸長・小区長・副大区長を務め「桜井大屋」「大家」とも称されています。慶応4(1867)年に庄屋長右衛門は、明治4年長左右と改名し戸長になり、同8年小区長、翌9年に副大区長となっています。明治12(1879)年には北魚沼郡から本県初の県会議員に当選、同17年8月の辞職までその任にありました。同家の家督は、明治19年の長左右没後、鉄三、タカ、勇と継承されています。

桜井家文書の特徴は、近世においては池平村・池平新田・池平三ツ又新田及び枝村中子沢の動向をみることができます。明治期に長左右が第14大区の

副大区長や小8区の小区長となったため、第14大区小8区内28か村の文書が同家に集積され、小8区全体の明治期の動向を把握することができることにあります。具体的には明治政府の施策である地租改正、徴兵令、大区小区制などの地域的な実施状況、虎列刺・種痘など衛生面の対応、養蚕・鉱山・温泉など産業の状況、寺社・学校教場の様相などがあり、多方面にわたる文書からわが国における施策の実施動向を類推することができます。

同家は、明治初期開設当初の県会議事録、常置委員会記録、県治報知などの断続的ではありますが約200点の県政関係文書を所蔵。さらに、寛永18年の妻鑑を最古とし、近世から明治期にかけての手習い本、俳諧集、典籍、教科書などの和本・刊本類が1,000点ほどあり、当時の地主層の教養を示しています。また、桜井家の人々の書状・葉書が、限定された時期ではありますが、約2,000点余あり同家の交友関係を示唆しています。

桜井家文書の閲覧につきましては、整理が完結していませんので、しばらくの猶予期間をいただきたいと思います。

注目の古写真

桜井家文書の中には20点以上の古写真があり、いずれも名刺大の鶏卵紙印画をひとまわり大きな厚手紙に貼り付けた姿をしています。その裏には「新潟古五 藤田」と判が押してあって、このような形でのちの絵葉書のように販売されていたのではないかと思います。入手したのは桜井長左右であろうと思われ、新潟へ出かけた折の土産だったものか。撮影と販売は同時とは限らないのですが、だれが何の目的で撮影したものか、「藤田」は撮影をして販売したのか、販売だけだったのか、また、地元の写真師の撮影か否かなど、不明な点が

まだたくさんあります。

このような写真は明治初期に全国的に撮影されたことがわかっていて、明治14(1881)年までに1200景以上が記録されています。新潟県内に関しては明治天皇の北陸巡幸(明治11年)前後に順路の各所が撮影された可能性が高いようです。



■ 鶏卵紙印画の全体



■ 印画裏面

初代新潟県庁

多くの貴重な画面の中から一点特徴的なものを紹介しましょう。ここに写されている建物はもとと江戸幕府新潟奉行役所で、弘化4(1847)年の建築。中央左右に走るのが寺町堀(西堀)です。戊辰戦争(慶応4=明治元・1868年)では新潟の街中も一部兵火に焼かれてましたが、さいわいこの界隈は無事で、進軍してきた新政府方の拠点となっていました。明治3年新潟県が設置されると行政の中心として県庁にあてられ、明治新政府の政策が次々に発せられます。

初代県庁の写真は、正門やこれと逆のアングルからの撮影も知られており、いずれも同時期の撮影かと思われます。最近になって画面右手板塀の内に白壁二層の洋風建築が建っている様子を写したものが発見されたので、この写真は奉行役所をそのまま使用していた初期の撮影であることが分かりました。洋風建築はおそらく楠本正隆くすもとまさたか県令が赴任した明治5年以後のものであろうと考えられます。

(現在の新潟市中心部、榎谷小路と西堀通りが交差するあたりです。)



■ 初代新潟県庁付近



■ 現在の初代新潟県庁付近

書籍の集積

前述のように桜井家には江戸時代から明治時代にかけての書籍が1,000点以上あり、内容はきわめて多岐に及んでいます。意識的に収集したわけではなさそうですが、代々村庄屋を勤め、地域のリーダー的な役割を担う一方、為政者や他領との交渉も少なくなかったと思われ、常に広い視野を養っておく必要があったのではないのでしょうか。

主な内容を紹介しましょう。

地誌歴史関係では、『通俗漢楚軍談』(元禄8年刊記、20冊)、『通俗三国志』(天明5年刊記、49冊)、『参河後風土記』(手写、11冊)、『改正再刻英史』(明治7年刊記、11冊)、『啓蒙日本外史』(明治8年刊記、35冊)、『英国龍動(ロンドン)新繁盛記』(明治11年刊記、5冊)、『資治通鑑』(明治18年刊記、80冊)な

ど大部にもかかわらず収集しています。

俳諧関係では、『卯花笠集』(享保20年あとがき、1冊)、『老の杖』(延享元年序文、1冊)、『歌仙行』(寛延3年序文、1冊)、『あずまぶり』(文政11年序文、1冊)、『俳諧新式目』(江戸時代刊、1冊)などがあり、地元の編集ではないものばかりですが、むしろ狭い範囲にこだわらない俳諧情報の収集と考えられます。

時代が変わって明治になると新しい社会の情報を積極的に収集することを意識したとみえ、『太政官日誌』(明治元~2年、62冊)をはじめ『文部省日誌』、『北越雑誌』、『農業雑誌』、『近事評論』、『愛国新誌』、『教育衛生新誌』などの誌名が目につきますが、それぞれの冊数は多くありません。桜井長左右が比較的早く他界したからと思います。

古い写真が出てきたら

桜井家文書の中の古写真は、一点一点が厚紙の台紙に貼られた形態になっていました。これは印画紙が薄いので、その保護も兼ねていたものと考えられます。大きさは名刺判からA4判くらいまでさまざまですが、名刺判がもっとも多く残されていました。印画を台紙に貼り付ける仕上げの仕方は今でも見られますが、明治時代では大きさにかかわらずすべてをそうしたようです。

また、ガラス板に感光剤^{かんこうざい}を塗り、印画処理したものの同時代には数多く残されています。保護を兼ねたりっぱな桐箱や、特別なケースに納められていることがよくあります。

しかし、厚紙の台紙もガラス板も印画面はなんの保護もされていませんから、丁寧に扱わないとすぐに傷がついたり、汚れたりしてしまいますし、印画が変質して失われることもあります。

写真の素材は化学薬品であり、その印画を紙やガラス板に固定するのです。印画は薬品の化学反応を利用したのですが、湿気、水濡れ、強度な光、あるいは別種の薬品などには大変弱いのです。

したがって、古い写真がでてきたら、まず、強い光線が直接当たらない場所で、やわらかい紙などで一点一点印画面を保護するようにしましょう。次いでほこりや湿気が直接当たらないように適当な箱などに収納します。ただし、このとき平積み^{かじゅう}にせよ立て置きにせよ、上からの荷重や左右からの圧迫をしてはいけません。

もちろん、印画面はもっとも大切なところですから、絶対に素手ではさわらないこと。うっかり触れた指の指紋がもともとカビがはびこってしまう危険があります。フィルムもそうですが、写真は大変デリケートなものです。一度カビが生えたり変質したら修復は困難です。

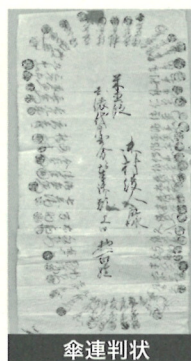
教員のための文書館活用講座を開催

文書館所蔵資料の紹介・活用していただくことを目的に本年度上記の講座を開催しました。

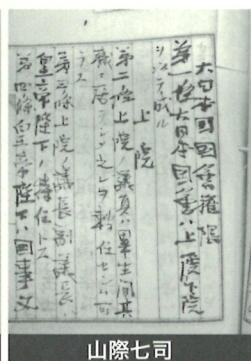
3日(小・中学校向け)10名、4日(高等学校向け)14名の参加をいただきました。来年度も実施の予定ですので多くの先生方からご参加いただきたいと思います。



■ 講座の様子



■ 紹介した資料



山際七司
憲法草案「大日本国会権限」

参加した先生方の感想

小・中学校

- 本物の資料はやはり本物の迫力があり興味をもてた。
- 教科書に出てくる貴重な資料をたくさん見ることができ参考になった。
- ぜひ先生方に見に来ていただきたい。とてもおもしろかったし今後の授業の参考になると思われた。

高等学校

- 大変実践的な講座であり今後の授業に活用したいと思いました。
- 年に何度かあるとありがたい。かなり活用の可能性がありそうで参考になった。レファレンスも活用させていただきたいと思う。
- 今まで断片的に持っていた知識と今日の研修を生かしてこれからの授業づくりに一工夫していきたいと思う。またこのような資料を紹介していただける機会があるとありがたい。

閲覧可能となった文書紹介

●西蒲原郡上泉村多賀家文書 16点

庄屋文書であり、すべて排水に関する議定証文です。村は弥彦山中腹から山ろくの平野にかけての立地なので沢水が利用され、平野を灌漑します。余分の水や排水はそのまま「楊枝(ようじ)濁」と呼ばれる大きな濁沼に注ぎ、矢川によって下流へ導かれるようになっているのですが、濁沼には西方水上の村々の排水も入るため常に水の滞留があり、争論のもとでした。多賀家は幕末に来村して庄屋職を引き継いだと伝えられ、そのとき村の最重要文書が前職から

渡されたものと思われます。証文では宝暦4(1754)年を最古に、大きな争論が幕末まで何べんもくり返されたことがよくうかがえますが、それよりはるか以前立村以来繰り返されてきたことは容易に推測できます。越後平野の地理的特徴からくる事例の典型といえるでしょう。

平成21年度受贈。
閲覧は原本のみ(請求番号 F90)

4月から開館日が増えます



県立図書館・県立生涯学習推進センターとの複合館である利便性と、利用者サービスの更なる向上をはかるため、これまでの休館日を見直して開館時間と開館日を増やすことにしました。主に見直しをしたところは次のとおりです。今後は原則として休館日は月曜日、年末・年始(12月29日～1月4日)、特別整理期間(年間2週間以内)となります。

1 「祝日」を開館します。

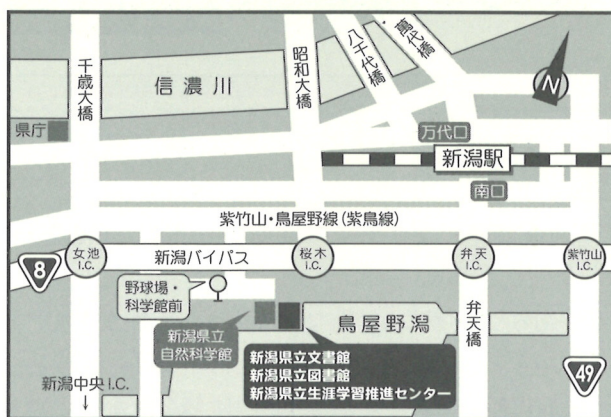
その日が月曜日のときも開館し、開館時間は午前9時30分から午後5時まで。また、「祝日」及び振替え休日に当たる月曜日の翌平日は通常開館日(午前9時30分から午後7時まで)とします。

2 館内整理日(毎月第三木曜日)の休館を廃止します。

これまで館内整理日として休館してきましたが、通常開館日とします。

3 「特別整理期間」を縮減します。

これまで毎年2回それぞれ10日以内としてきましたが、年間2週間以内とし、原則として県立図書館の特別整理期間(主に蔵書点検)に合わせるようにします。



県立文書館は、県立図書館と県立生涯学習推進センターとの複合施設です。JR新潟駅の南口または万代口からバスが出ています。南口より「女池愛宕行き」または「市民病院行き」、万代口より「女池愛宕行き」に乗り、「野球場・科学館前」で下車して徒歩8分です。

編集・発行 新潟県立文書館

〒950-8602 新潟市中央区女池南3丁目1番2号
TEL. 025-284-6011 FAX. 025-284-8737
URL. <http://www.lalanet.gr.jp/npa/>
E-mail. archives@mail.lalanet.gr.jp